

OECD 移転価格ガイドライン改定のポイント

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人 顧問
税理士 羽床 正秀

はじめに

OECD 租税委員会は、2010 年 7 月 22 日、従来の移転価格ガイドラインの第一章から第三章の改定及び第九章の追加を理事会で決定し公表しました。

第一章から第三章までの改定の主要な内容としては、①移転価格算定方法について、従来は取引法（独立価格基準法、再販売価格基準法、原価基準法）を重視し、利益法（取引単位営業利益法、利益分割法）は最後の手段として低い優先順位を与えていましたが、両法に同等の順位を与えて、最適方法のルールを採用したこと、②内部比較対象取引及び外部比較対象取引の比較可能性の分析が重要であることを強調していること、③利益分割法について、従来どおり寄与度分析と残余分析の両面からアプローチしていますが、特に、寄与度分析を従来以上に詳細に規定していることを挙げることができます。

しかし、「政府規制の取扱い」、「為替リスクの取扱い」及び「損失の取扱い」については、改定されていません。

新しく追加された第九章は、事業再編を「関連者間の機能、資産及び又はリスクの国境を越えた再編」と定義し、その中には既存の契約の終了、本質的な再交渉も含まれるとしています。その上で、事業再編自体の対価の支払の必要性の有無及び事業再編後の移転価格問題を取り上げています。

以下、第一章から第三章までの改定と第九章で追加されたものに区分して重要な論点を整理するとともに、納税者が今後留意しなくてはならない点を示したいと思います。

1 第一章から第三章までの改定

(1) 第一章「独立企業原則」

従来と同様に「全世界的定式配分」を否定し、「独立企業原則」を維持することに変更はありませんが、利益法を正式に認知するための修正が行われています（以下、パラグラフの引用に当たっては、「パラ」と略称します。）。

例えば、パラ 1.8（新パラは 1.9）では、

従来「独立企業原則は多くの事例において有効に機能している。とはいえ、独立企業原則を適用することが困難、かつ、複雑な事例もある。例えば、極めて特殊な商品の統合された生産、ユニークな無形資産の取引及び又は特殊な役務の提供といった多国籍企業グループ内での取引がそうである。」としていましたが、その解決策については触れていませんでした。改定されたパラ 1.9 では、最終文として「そのような困難な事例を取り扱うため

に、事例の状況に最適な方法であるとの条件の下で、取引単位利益分割法の使用も含めて解決策はある。」を追加して、利益法による解決策を明記しました。

なお、「比較可能性を決定する諸要素」が少し詳細になっています(例えば、地理的市場等について)が特別の改定はありません。

(2) 第二章「移転価格算定方法」

従来第二章では「伝統的な取引基準法」が、第三章では「その他の方法」が規定されていました。新OECD移転価格ガイドライン(以下、「新ガイドライン」といいます。)は、第二章を「移転価格算定方法」として、パート1「移転価格算定方法の選定」、パート2「伝統的な取引基準法」、パート3「取引単位利益法」に区分し、第三章を「比較可能性の分析」として、A「比較可能性分析の実施」、B「比較可能性におけるタイミングの問題」、C「法令順守の問題」に区分しています。

① 移転価格算定方法適用の優先順位の改定

従来の移転価格算定方法適用の優先順位の考え方は、「伝統的な取引基準法(独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法)が単独で信頼できるように適用できないか又は例外的に全く適用できない場合に、独立企業の条件に近似するように用いられるかもしれないその他のアプローチとして取引単位利益法を適用する。」(旧パラ3.1)との考え方であり、さらに、「取引単位利益法は最後の手段として適用されるべきである」(旧パラ3.50)と規定されていました。この考え方は、わが国の租税特別措置法第

66条の4が採用している考え方とほぼ同様の考え方であるといえると思います。

新ガイドラインは、この考え方を変更し、伝統的な取引基準法と取引単位利益法(取引単位営業利益法、取引単位利益分割法)を同等の算定方法として位置づけ(新パラ2.1)、さらに、「移転価格算定方法の選定は、特定の事案のために最適な方法を見つけることを目標としている。このためOECDが認知している各方法の長所及び短所を考慮しなくてはならない。機能分析によって決定された関連者間取引の性質、選定された方法を適用するために必要な情報(特に、独立企業間取引に関する情報)の入手可能性と信頼性、関連者取引と独立企業間取引の重要な差異を取り除く調整の信頼性等に基づいて比較可能性の程度を検討して選定する。いずれの方法についてもすべての状況において適切であることはない。他の方法が適用不可能であることを立証する必要はない。」(新パラ2.2)と規定しました。この考え方は、米国の第482条関連の財務省規則が採用している最適方法のルールと同様の考え方です(1.482-1(c)(2)では「方法には厳密な優先順位はなく、また、いずれの方法についても他の方法よりも信頼性があるとい律に考えることはしない。独立企業間実績値は、他の方法の適用が不可能であることを立証せずとも、いずれの方法に基づいても決定することができる。」「いずれの方法が独立企業間実績値の最も信頼性の高い尺度を提供するか決定に当たり考慮すべき二つの要素は、関連者間取引と非関連者間取引との比較可能性の程

度、分析に使用されるデータ及び推定の質である。」と規定しています)。

そのうえで、伝統的取引法と取引単位利益法が対等に信頼できる方法である場合には、伝統的取引法が取引単位利益法よりも望ましい。独立価格比準法と他の方法が対等に信頼できる方法である場合には、独立価格比準法が望ましい」としています(新パラ 2.3)。

新ガイドラインの改定に対して、わが国をはじめ、伝統的取引法に適用優先順位を与えている国がどのように対応するのか注目されます。

また、新ガイドラインは最適方法のルールを適用するに当たって、勘案しなくてはならない、比較可能性の程度、情報の入手可能性、調整の精度について第三章「比較可能性の分析」で詳細に規定しています。

② 取引単位利益法の改定

取引単位利益法には、取引単位利益分割法(新たに、「取引単位」という要件が付加されています)と取引単位営業利益法があることについて、従来からの変更はありません。

イ 取引単位営業利益法

(イ) 概論

取引単位営業利益法は、取引に取引の両当事者が価値あるユニークな貢献をしている場合は信頼できる方法ではなく、そのような場合には取引単位利益分割法が最適な価格算定方法であるとし、取引単位営業利益法は(伝統的取引法とともに)、一方向的手法(one-sided method)であることから、当事者の一方が関

連取引にすべてのユニークな貢献をしており、他方がいかなるユニークな貢献もしていない場合に適切な手法であるとしています(新パラ 2.59)。逆に、「特定の取引に価値あるユニークな貢献をしていないことは、取引単位営業利益法が最適な方法であることを自動的に意味するものではない。」と指摘し、機能分析、比較可能性の分析などの重要性を挙げています(新パラ 2.60-2.61 及び 2.63)。特に、満足できない比較対象取引が適用された場合には取引単位営業利益法の全体的な信頼性を失うとして比較可能性の確保を訴えています(新パラ 2.66)。

また、営業利益は、粗利益や価格に影響を及ぼさない要因によって影響を受けることは従来から強調されてきましたが、新ガイドラインでは、さらに「資産稼働率の差異に対して原価基準法や再販売基準法と比較してより影響を受ける。間接固定費(固定製造原価あるいは固定販売経費)の吸収の程度の差異は、粗利益や原価に対するマークアップには影響を与えないが営業利益には影響を与える。」と指摘しています(新パラ 2.70)。

営業利益は、粗利益や価格には影響を与えない要因によって影響を受けることから、特に、営業利益を対象とする取引単位営業利益法の適用に当たっては、営業利益の発生原因を詳細に分析するとともに、比較可能性の分析も慎重に行う必要があります。

ます。営業利益の源泉の十分な検討を行うことなく比較可能性の低い比較対象取引を使用した取引単位営業利益法の適用は否定されなくてはなりません。

(ロ) 営業利益水準指標の選定

新ガイドラインは、取引単位営業利益法を適用する場合の利益水準指標を新しく提示しています。

利益水準指標を決定する前に、営業利益に含めるものと含めないものを明確にしなくてはなりません。関連者間取引と関係のないところで発生した費用や収入は比較可能性に重要な影響を与える場合には取り除かなくてはなりません。比較可能性にどの程度の影響を与えるのかは個々の事実と状況によって判断することになります。また、非日常的な性格のある例外的で異常な経費も取り除かなくてはなりません。これも比較可能性の分析において検討されなくてはならないとされています(新パラ2.77-2.80)。これらの点は、従来から実務上行われてきたことが明示されたものと思います。

また、取引価格と支払猶予条件との相関関係、為替の負担関係、前受金や前渡金の関係、会計処理関係(減価償却、ストックオプション、年金コスト)、スタートアップ・コストや終止コストの扱い等も営業利益の算定に影響を与えることから比較可能性の信頼性を確保するために検討が必要であるとしています(新パラ2.81-2.85)。比較対象取引の

非関連者情報がどの程度正確に入手可能であるかによりますが、比較可能性の検討において十分に検討されるべき事項であると思います。これらの差異によって関連者間取引と非関連者間取引の営業利益に重要な影響を及ぼすにもかかわらず調整ができない場合には、比較対象取引として使用することはできないと考えるべきであると思います(新パラ3.51)。

営業利益水準指標としては、売上高営業利益率(新パラ2.90-2.91)、フルコスト営業利益率(新パラ2.92-2.96)、使用資産(使用資本)営業利益率(2.97-2.98)その他の営業利益水準指標とともに、ベリー比(Berry ratios)が議論され、それぞれの指標を用いる場合の一般的な留意点が規定されています。これらの営業利益水準指標は、実務的には使用されているものですが、ベリー比について詳細に規定されたことは特記すべきことだと思います。新ガイドラインは、ベリー比について、関連取引において果たしている機能の価値が管販費に比例的であり、果たしている機能の価値が製品の価値による影響がなく、他の手法を使用して支払われるべきいかなる重要な機能を果たしていない場合には、適切な指標となるとしています(新パラ2.100-2.102)。わが国は、従来、使用資産(使用資本)営業利益率、ベリー比は租税特別措置法上認められない移転価格算定方法であると解

積されていましたが、この新ガイドラインの適用の有無が注目されます。

いかなる営業利益水準指標を使用するのが適切であるのかは、製造、販売、役務提供等の活動における関連者間取引の性質、比較対象取引のデータの入手可能性及び差異を取り除くために必要な調整の信頼性によることとなります(新パラ2.76)。

なお、入手可能なデータが企業単位である場合には、第三者がその全事業で果たしている機能が関連取引の検証対象者が果たしている機能と密接に整合していなくてはならず、整合していない場合に必要な取引単位のセグメントができない場合には、さらなる比較対象取引を選定しなくてはならないこととなります(新パラ2.103)。

ロ 取引単位利益分割法

(イ) 総論

取引単位利益分割法では、まず、最初に関連者が参加した関連者間取引から当該関連者のために分割されるべき利益(合算利益)を把握する必要があります。次に、その利益を独立企業間の合意において期待され反映されるであろう利益分割に近似させるような経済的に合理的な基準により各関連者に分割することに関しては従来の考え方からの変更はありません。しかし、従来は、利益分割法に関して、残余利益分割に重点が置かれていましたが、新ガイドラインは、寄与度分析法の利用も念頭において、両手法を対等に扱うスタ

ンスを採っていることが挙げられると思います。また、発生した損失の利益分割に関しては、発生した利益と同様の方法で利益分割法を適用することを明示しました(新パラ2.108)。また、分割ファクターについて、損失の年度も含めて一貫して使用されなくてはならないと規定しました(新パラ2.117)ので、損失の分割ファクターに対する従来の疑問の解決策が示されたのではないかと思います。

取引単位利益分割法の主要な長所として、一方向的手法(one-sided method)が適切でない高度に統合された事案の解決を提供できることであることが強調されています。また、取引単位利益分割法は、取引の両当事者が取引においてユニークな価値のある貢献をしている事案にもっと適合した手法であり、そのような事案においては、独立企業は、それぞれの貢献に比例して取引の利益をシェアすることを望むであろうし、両方向的手法(two-sided method)はそのような状況では一方向的手法(one-sided method)よりも適切であるとして、両方向的手法の利点を強調しています。一方、取引単位利益分割法は、取引の一方の当事者が単純な機能のみを果たしており、顕著なユニークな貢献を果たしていない(委託製造、委託役務提供活動など)事案では通常適用するものではないとしています(新パラ2.109)。

取引単位利益分割法は、独立企業が同様の状況において貢献の価値に応じて合理的に分割したであろう分割方法を反映するという範囲で、独立企業アプローチであることとなります (新パラ 2.112)。したがって、個々の関連者が関連取引において果たしている貢献を評価する外部データが必要となります。残余利益分割法の下での第一段階での通常の利益の配分は外部データが通常存在すると考えられます (伝統的取引法の一つ又は取引単位営業利益法を適用すると新パラ 2.121 で指摘しています) が、寄与度分析法において利用できる外部データは通常存在しない場合が多いと思います。そこで、新ガイドラインは、「寄与度分析は、入手可能な比較データによって補足される。このようなデータが存在しない場合には、使用した資産や負担したリスクを勘案しつつ、関連取引に参加したそれぞれの当事者の果たした機能の相対的価値に基づいてしばしばなされる。」としています (新パラ 2.119)。この考え方は、わが国の租税特別措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項の利益分割法に通じるものがあります。従来、わが国のこの利益分割法はわが国特有の手法であると指摘されてきましたが、新ガイドラインが正式に認知したものと考えられます。ここで重要なことは、寄与度分析においては、機能分析等に基づいて、独立企業においてなされる合意において予測され反映

されるであろう利益の分割に近似させる経済的に有効なベースに基づいた関連者間の利益を分割する必要があるということです。そうでないと、OECD 租税委員会が否定している全世界定式配分に陥ることになります (新パラ 2.116)。

(ロ) 合算利益の分割方法

合算利益の分割に関する非関連者取引の可能な情報源として、新ガイドラインは、JV 契約 (石油、ガス産業における開発プロジェクト、医薬品共同研究、共同市場開発、音楽レコード商標と独立音楽家の取決め、金融機関の役務提供部門の非関連者間取決め等の例を挙げています (新パラ 2.133)。これらの非関連取引が内部比較対象取引として存在する場合には利用可能だと思いますが、外部比較対象取引の情報の入手は困難であると考えられます。

新ガイドラインは、配分キー (allocation keys) として、資産あるいは資本ベース (運転資産、固定資産、無形資産、投下資本)、コスト・ベース (使用費用、研究開発、エンジニアリング、マーケティング等主要な分野への投資など) のほかに、取引に価値を創設している重要な機能に従事している人員数、合算利益の創設と従事時間との間に強い関連性がある場合の特定の従業員グループの従事時間、役務提供者数、データ量、床面積などが挙げられています (新パラ 2.135)。これらの配分キーは寄与度分析法と残余利益

分割法に区分されることなく規定されており、それぞれの分割キーの留意点が規定されています（新パラ 2.136-2.137（資産ベースの配分キー）、2.138-2.139（コスト・ベースの配分キー））。

(3) 第三章「比較可能性の分析」

① 総論

新ガイドラインは、取引単位利益法（取引単位営業利益法、取引単位利益分割法）を正式な移転価格算定方法として認知したこと、従来の取引基準法のもとにおいても比較可能性の分析が十分に行われていないのではないかと懸念から、第三章として「比較可能性の分析」を設けて、詳細に規定しました。

まず、潜在的に比較できる独立非関連取引の検索及び比較対象取引の識別は、納税者の関連取引の分析、比較可能性の 5 つのファクター（資産・役務の特徴、機能分析、契約条件、経済状況、事業戦略）の分析に従ってなされなくてはならないことを明記しました（新パラ 3.1）。比較可能分析の目的は、常に、最も信頼できる比較対象取引の発見であり、ある非関連者間取引が他の取引よりも比較可能性の程度が劣っていると判断された場合には、これらを取り除かなくてはならないとしています（新パラ 3.2）。また、プロセスの透明性を確保する必要があり、納税者、税務当局の双方は相互に情報を共有できるようにする必要があると指摘しています（新パラ 3.3、なお、納税者に公開できない情報については、従来と同様の考え方が新パラ 3.36 に規定されています）。

② 比較対象取引の選定プロセス

新ガイドラインは、典型的な比較対象取引の選定プロセスを STEP 1 から STEP 9 まで例示しています。これらのプロセスは実務的に実施されているプロセスですので目新しいものではありません（新パラ 3.4）。

STEP 1：対象年度の決定

STEP 2：納税者の状況の広範囲な分析

STEP 3：検証対象者の選定、最も適した独立企業間価格の選定、財務指標の選定、比較対象性のファクターの選定のための機能分析に基づいた関連者間取引の理解

STEP 4：内部比較対象取引の検討

STEP 5：外部比較対象取引の入手可能な情報源の決定

STEP 6：最も適切な移転価格算定方法の選定、算定方法による財務指標の決定

STEP 7：潜在的比較可能取引の識別

STEP 8：比較可能性の調整の決定と実施

STEP 9：収集されたデータの説明と使用、独立企業間価格の決定

それぞれの STEP ごとの留意点が詳細に規定されていますが（新パラ 3.7 以下）、ここでは興味ある新しい規定を紹介するに止めておきます。

【包括取引】

包括取引に関しては、従来も規定されていましたが、新ガイドラインは、「ポートフォリオ・アプローチ」を紹介しています（新パラ 3.10）。ポートフォリオ・アプローチは、ポ

ートフォリオ内の個々の取引を別個の取引というよりもポートフォリオを横断して適切な収益を獲得することを目的とした特定の取引を束ねているビジネス戦略であり、例えば、高い収益を生む同一納税者の他の製品あるいは又は同一の納税者のサービスの需要を創設することから低い利益又は損失を発生させるいくつかの製品が販売される（設備と専属のアフターマーケットの消耗品、例えば、コーヒー販売機とコーヒーカプセル、プリンターとカートリッジなど）ことがあるとしています。ポートフォリオ・アプローチは、比較可能性分析、比較対象取引の信頼性を検討される場合に考慮されなくてはならない事業戦略であると指摘しています。

【取引単位でない第三者情報】

新ガイドラインは、取引単位でない第三者データが納税者の関連取引に信頼できる比較対象取引を提供できるか否かを議論しています。そのような取引単位でない第三者データが納税者の関連取引（あるいは、新パラ3.9-3.12の包括取引）に信頼できる比較可能取引を提供できるか否かは、特に、第三者が重要な異なった範囲の取引を行っているか否かに依存しているとしています（新パラ3.37）。第三者情報がセグメントされている場合は極めて限られていることを勘案すると、納税者と異なる取引をどの範囲で行っており、そ

れが特定の移転価格算定方法を使用する場合にどの程度の影響があるのかは慎重に検討することは極めて重要であると思います。第三者が異なった取引を行っている事実は把握できるけれども、どの程度行っているのか、特定の移転価格算定方法の適用結果にどの程度の影響があるのかを明確にできない場合には、比較対象取引としては取り除く必要があると思います。単に、情報が入手できないことを理由にこのような検討を放棄することは許容されないと思います（差異の調整に関して、新パラ3.51参照）。

【比較対象取引の選定と拒絶】

新ガイドラインは、比較対象取引の選定アプローチとして、追加的アプローチ（additive approach）と削除的アプローチ（deductive approach）を紹介していますが、両アプローチとも実務的に採用されているアプローチです。前者は事前に決めた比較対象基準に基づいて、検索担当者の知識を基にして、事実上受入れ可能な比較対象取引であるか否かを確認するために第三者情報を収集する方法です。後者は、典型的にはデータ・ベースの類似の広い機能を果たしている企業の情報の検索からはじまり比較対象基準に基づいてスクリーニングをかけて比較対象取引を選定する方法です。実務的には、両方のアプローチをミックスして使用しています（新パラ3.40-

3.46)。

また、新ガイドラインは、潜在的な比較対象取引に含めたり拒絶するために、実務的に使用されている定量的又は定性的基準を紹介しており、定性的基準の例として製品ポートフォリオや事業戦略を挙げ、定量的基準として次のような基準を挙げています(新パラ3.43)。

●売上、資産あるいは従業員数に関する大きさの基準

● $\text{Net Value of Intangible} \div \text{Total Net Assets Value}$ の割合、 $\text{R\&D} \div \text{Sales}$ の割合などの無形資産関連基準

● 輸出売上に関する基準(輸出売上 \div 全体の売上)

● 絶対的あるいは相対的価値の棚卸資産に関する基準

● スタートアップの会社、破産した会社などを取り除くためのその他の基準

【比較可能性の調整】

選定される比較対象取引とは、比較される状況の間の差異が当該手法で調査している条件に重要な影響を与えないあるいはいかなるそのような差異の影響を取り除くために合理的に正確な調整がなされていることを意味しています。比較可能性の調整の必要性及びその調整方法は、移転価格問題を検討する場合に極めて重要な問題です。このような調整が行われないうまま比較対象取引として使用することは許容されることでは

ありません(新パラ3.47-3.54)。

また、新ガイドラインは、次のような調整のタイプを紹介しています。

● 会計慣行の差の調整、比較対象でない取引の調整、資本、機能、資産及びリスクの差異の調整(新パラ3.48)

● 運転資本調整(新パラ3.49)

【独立企業間価格幅】

独立企業間価格幅については、従来からOECDガイドラインも規定していましたが、新ガイドラインは、さらに独立企業間価格幅に関する議論を整理しています。

すなわち、「検討している比較対象取引のすべてが、必ずしも相対的に同程度の比較可能性を有していない場合もあることから、他よりも比較可能性の程度が劣るいくつかの非関連取引を取り除くことができればそれらは取り除かなくてはならない。」(新パラ3.56)とし、「比較可能性の程度が劣っているポイントを取り除く努力がなされるが、達成されたものは、比較対象取引の選定プロセスや比較対象取引に関する入手可能な情報の限界を前提とすれば、識別できないあるいは数量化できないことから調整ができないいくつかの比較可能性の欠陥が残っていることが考慮されなくてはならない数値の幅となる。そのようなケースの場合、当該幅がかなり大きな観察数を含んでいる場合には、幅を狭くするために標準偏差を考慮した統計的手

法(四分位レンジ又は他の割合)が分析の信頼性を高めるために有効かもしれない。」と規定しました(新パラ3.57)。この考え方は、米国の第482条関連の財務省規則1.482-1(c)(独立企業間レンジ)で採用している考え方と同様の考え方です。

わが国は、事前確認においては独立企業間価格幅を認めるが移転価格調査では認めないという基本的なスタンスを採っていますが、新ガイドラインで行われている議論にどのような配慮を行うのか注目されます。

2 追加された第九章

第九章は、事業再編に対して、独立企業原則をどのように適用すべきかを議論し、全体として194条からなっています。ここでは紙面の都合上、全体の構成を紹介するに止めておきます。詳細については、機会があれば紹介したいと思います。

事業再編を「関連者間の機能、資産及び又はリスクの国境を越えた再編」と定義し、既存の契約の終了、本質的な再交渉を含むとしています(新パラ9.1)。

具体的には、

- 本格的(full-fledged)販売会社をリスク限定的な販売会社又はコミッション・ネアに転換すること
- 本格的製造会社を契約製造会社(contract-manufacturers)又は受託製造会社(toll-manufacturers)に転換すること
- 無形資産をグループ内の中央拠点に転換すること
- 事業規模の縮小あるいは事業の終結を含む事業の合理化、専門化(製造拠点、製造プロ

セス、研究開発活動、販売活動、役務提供活動)を図ること

——が挙げられています(新パラ9.2及び9.3)。

全体の構成は、パート1からパート4までとなっており、パート1では「リスクに対する特別の配慮」、パート2では、「再編自体の独立企業間価格」、パート3では「再編後の関連者間取引の報酬」、パート4では、「実際に行われた取引の認識」を議論しています。

特に、事業再編後の移転価格の問題だけでなく事業再編自体の移転価格の問題を詳細に議論していることに留意する必要があります。

事業再編自体の移転価格問題として、有形資産、無形資産、現地事業から中央拠点への無形資産の売却、確立した価値を有していない時点で移転される無形資産、現地に残っている無形資産、契約上の権利の移転、活動(継続中の事業)の移転、損失の出ている活動の移転、アウトソーシング、既存の契約の終了あるいは本質的な再交渉による再編事業体への補償を議論しています。即ち、事業再編によって機能、資産及びリスクが移転する場合に、その移転自体に対して独立企業間価格が支払われる必要があるか否か、支払う必要がある場合にその対価はどのように算定すべきかについて議論がなされています(新パラ9.74-9.122)。

事業再編後の移転価格の問題として、事業再編と構築、再編後の関連者間取引に対する移転価格算定方法の選定と適用、再編に対する対価と再編後の報酬との関係、再編前後の利益比較、ロケーション・セービング(location savings)、集中購買機能(central purchasing function)が議論されています(新パラ9.123-9.160)。

最後に、事業再編に関して、税務当局には、多国籍企業に対して、その構造をどのように設計すべきか又はその事業活動をどこに配置すべきかを指示する権限はないが、条約特にモデル租税条約第9条の適用の下で、多国籍企業によって定められた構造の税務上の結果を決定する権限があるとしています。税務当局は必要な場合、モデル条約第9条に基づく移転価格調整及び又は国内法（例えば、一般的又は特定の租税回避防止規則）で認められている他の種類の調整を、その調整が条約上

の義務に合致する範囲で行うことができるとしています（新パラ9.161-9.163）。

また、契約条件が経済実体と整合性がないあるいは当事者の行動と一致していない場合には、税務当局は異を唱えることができるとしています（新パラ9.165）。さらに、新パラ1.64-1.69において取引の不承認となる場合の要件及び効果について詳細な規定を設けています（新パラ9.166-9.194）。

（了）